

会 議 録

1 会議名

平成30年度第2回上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会

2 議題（全て公開）

- (1) 個人情報取扱業務等の登録について（諮問）
- (2) 個人情報取扱業務等の登録について（報告）
- (3) 特定個人情報保護評価について（諮問及び報告）
- (4) その他

3 開催日時

平成30年9月25日（火） 午後3時から午後4時20分まで

4 開催場所

上越市役所 4階 401会議室

5 傍聴人の数

0人

6 非公開の理由

—

7 出席した者の氏名（敬称略）

- ・ 委 員：大森康正（会長）、高橋邦夫（副会長）、早川英雄、横山洋子、原野聖子、高柳智子、浦壁澄子、梅澤圓了、岩井文弘
- ・ 事務局：総務管理課 石黒副課長、柳澤係長、西山主任、三輪主任、小平主任
農村振興課 谷川係長
生活排水対策課 市村主任
文化振興課 大友副課長
人事課 水澤副課長、早川係長
スポーツ推進課 白倉係長
高齢者支援課 小池係長

8 発言の内容（要旨）

開会

議題(1) 個人情報取扱業務等の登録について（諮問）

【大森会長】

諮問案件の「1 農産物の販売又は加工に関する業務（農村振興課）」について事務局に説明を求める。

【柳澤係長】

資料2ページから5ページまでの「農産物の販売又は加工に関する業務（農村振興課）【業務登録】」ほか1件について、資料に沿って説明。

【横山委員】

認定農業者とは何か。

【柳澤係長】

経営改善に関する5年後の目標とその達成に向けた方策を内容とする農業経営改善計画を作成し、市町村が作成する基本構想に照らして市町村が認定する制度である。

【大森会長】

他に質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「2 食育に関する各種コンテストに関する業務（農村振興課）」について事務局に説明を求める。

【柳澤係長】

資料6ページから9ページまでの「食育に関する各種コンテストに関する業務（農村振興課）【業務登録変更】」ほか1件について、資料に沿って説明。

【高橋副会長】

変更期日が平成30年7月1日となっているのは、応募の開始日であるからか。

【柳澤係長】

そうである。諮問の前に募集の開始が始まっている。

【浦壁委員】

収集する個人情報の項目で、続柄が入っている理由は何か。

【柳澤係長】

今年度のコンテストの応募テーマが家族と一緒に調理をすることに変更になり、家族の氏名を応募用紙に記入することになったため、新たに追加した。

【高柳委員】

既に応募期間が過ぎており、10月に公表予定であるのであれば、審議する意味があるのか。

【柳澤係長】

諮問が遅れ、申し訳ない。

【浦壁委員】

現在、家族の形態は様々ある。食育コンテストの趣旨として家族単位で応募することは理解するが、複雑な家庭があることも事実である。そのような中で、続柄まで個人情報として収集する必要があるのか疑問に思う。今回続柄を含めることになった経緯を詳しく聞きたい。

【柳澤係長】

これまではポスターのコンクールであったため、家族に関する情報を収集する必要がなかったが、内容を変更して家族と一緒に調理した料理レシピを報告することに伴い必要な項目として追加したものである。

【浦壁委員】

家族の形態が多様化しているため、家族の情報収集を行政が行うことについて懸念がある。

【原野委員】

収集する個人情報の項目に続柄がないほうが良いと思う。家族と一緒に取組で父母についての記載をお願いすると父母がいない子どもに良い影響を与えないのではないか。

【早川委員】

応募する中で、結果として、一緒に調理した家族の情報が生じてしまうのではないか。

【原野委員】

そうであれば収集する個人情報の項目としては必要だが、必ず続柄を書かせなければ諮問どおりでよいと思う。

【谷川係長】

現段階では、11月17日の食育フォーラムでコンテストの結果を公表するが、委員の方々の意見を踏まえて課内で検討し、配慮したい。

【高橋副会長】

今回の変更において、コンテストの応募時に続柄の記入が必要となることで応募をする子供が限定されてしまうおそれがある。各種コンテストの応募をする際は、収集内容について配慮をお願いしたい。

【大森会長】

他に質疑を求めるがなかったので、これまでの意見を踏まえ、本件については、収集する個人情報の項目には諮問どおり追加するが、取扱いについては、検討を要し、適切に業務を行うことと答申することで、委員全員の了承を得る。

○続いて以下の諮問案件について、事務局が説明し、質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。

・「3 生活保護業務（福祉課）【目的外利用登録変更】」

・「4 下水道事業受益者負担金（分担金）の賦課、徴収業務（生活排水対策課）【目的外利用登録変更】」

【大森会長】

続いて「5 雁木^が整備事業補助金業務（文化振興課）」について事務局に説明を求める。

【西山主任】

資料14ページから17ページの「雁木^が整備事業補助金業務（文化振興課）【外部提供登録】」について、資料に沿って説明。

【高柳委員】

利用又は提供できる理由で本人の同意があるため又は学術研究の目的のためとあるが、どちらか一方に該当すればよいのか。

【西山主任】

条例の規定では、本人の同意があるときに外部提供ができるとされ、学術研究の目的のためでも提供が可能とされている。記載の趣旨としては、両方に該当することにより、提供できるとし、原則は本人同意を得て提供する。

【高柳委員】

資料の記載からは、学術研究の目的のためであれば本人同意を得なくても利用できるかと捉えてしまう。

【西山主任】

今回の運用は同意を得た上で行うが、当市の条例の規定では、特に必要があれば学術研究の目的であれば、外部提供を行うことができるとされている。

【高柳委員】

利用又は提供できる期間が随時となっているが、この内容だといつでも閲覧が可能となる。研究期間は定められていると思うので、期限を決めたほうが良いと思う。

【西山主任】

必要に応じて閲覧いただく方法をとっているのですが、事業の終期を迎えた場合は、審議会で廃止の手続きをとる。

【高柳委員】

黒野研究室から利用の取下げがなければ外部提供登録は続くことになるのか。

【西山主任】

そうである。

【大友副課長】

現時点で研究の終期は決まってない。長期にわたり、研究している。

【大森会長】

利用又は提供する期間について、提案であるが、随時では終期が不透明なので、区切りを示すために研究終了時としたほうが良いのではないかと。

もう一点であるが、利用又は提供できる理由で本人同意を必ず得るということによいか。

【西山主任】

今回の案件は、既に業務を開始しており、諮問漏れとなったが、これまでは学術研究の目的で本人同意を得ないで提供していたことがあったが、今後は必ず本人の同意を得る。利用又は提供する期間は、「随時」ではなく「研究終了時まで」とする。

【浦壁委員】

利用又は提供できる理由について、個人情報保護の立場から本人同意は必須であると思う。学術研究の目的で特に必要であれば何でも収集できるとすることは疑問である。理由について、より明確にする必要がある。「又は」とすると、本人同意と学術研究の目的が並列となってしまう。

【西山主任】

皆様の意見を踏まえ、利用又は提供できる理由について、「又は」を「及び」に修正し、必ず本人の同意を必要としたうえで業務を行うこととする。

【大森会長】

他に質疑を求めるがなかったもので、これまでの意見を踏まえ、本件については、外部提供を行う期間を「研究終了時まで」とし、外部提供は、本人の同意を得た後に行うことと答申することで、委員全員の了承を得る。

○続いて以下の諮問案件について、事務局が説明し、質疑を求めるがなかったもので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。

・「6 給与債権の供託業務（人事課）【コンピュータ結合登録】」

【大森会長】

続いて「7 （仮称）上越市体操アリーナ整備事業テレビ電波受信障害対策業務（スポーツ推進課）」について事務局に説明を求める。また、この案件は、議題(2) 個人情報取扱業務等の登録についての報告案件と関連があるようなので、併せて事務局に説明を

求める。

【西山主任】

資料20ページ、21ページ及び24ページの「(仮称)上越市体操アリーナ整備事業テレビ電波受信障害対策業務(スポーツ推進課)【業務委託登録】」及び「(仮称)上越市体操アリーナ整備事業テレビ電波受信障害詳細調査業務(スポーツ推進課)【業務委託登録廃止】」について、資料に沿って説明。

【大森会長】

他に質疑を求めるがなかったので、諮問及び報告どおり答申することで委員全員の了承を得る。

○続いて以下の諮問案件について、事務局が説明し、質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。

- ・「8 個人住民税賦課業務(税務課)【目的外利用登録変更】」

議題(2) 個人情報取扱業務等の登録について(報告)

【大森会長】

報告案件の「1 (仮称)上越市体操アリーナ整備事業テレビ電波受信障害詳細調査業務(スポーツ推進課)【業務委託登録廃止】」について、既に審議した諮問案件と併せて報告を受けたので、次の審議に移る。

議題(3) 特定個人情報保護評価について(諮問及び報告)

【大森会長】

諮問案件の「1 上越市障害者等に対するタクシー利用料金及び自家用車の燃料費並びに施設への通所等のための交通費の助成に関する事務」について事務局に説明を求める。

【三輪主任】

資料1ページから4ページまでの「上越市障害者等に対するタクシー利用料金及び自家用車の燃料費並びに施設への通所等のための交通費の助成に関する事務」について、資料に沿って説明。

【大森会長】

他に質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて諮問及び報告案件の「2 個人住民税の賦課に関する事務その他6件の事務」について事務局に説明を求める。

【三輪主任】

資料1ページから66ページまでの「個人住民税の賦課に関する事務その他6件の事務」について、「個人情報保護評価書 変更箇所」資料に沿って説明。

【高橋副会長】

「個人情報保護評価書 変更箇所」No14、15中項目番号について「提供先2」ではなく「提供先1」が正しいのではないか。

【三輪主任】

ご指摘のとおり誤りである。「提供先1」に修正する。

【原野委員】

資料48ページ②事務の概要中の記載について、「対いて」でなく「対して」の誤り

でないか。

【三輪主任】

ご指摘のとおり誤りである。「対して」に修正する。

議題(4) その他

【大森会長】

委員の方々から何か連絡等はあるか。

【浦壁委員】

最近「情報銀行」という言葉を耳にする。これは、個人に関する情報を企業に預け、企業は預かったデータを活用して、その結果得られた便益を個人に還元する制度である。このような中で、行政は、最低限個人のプライバシーの権利・利益の保護をしっかりと行うことが重要である。今回の諮問案件である食育に関する各種コンテストに関する業務のようにあまり重要でない情報まで個人情報として収集することは、疑問に思う。個人のプライバシーの権利・利益を保護するために個人情報の収集は、慎重に行ってほしい。

【石黒副課長】

貴重な意見をいただいたことに感謝申し上げます。当市の個人情報保護については、上越市自治基本条例においても権利として位置付けている。その中で個人情報の保護、必要最低限の収集、適正な運用に努めてまいりたい。

【大森会長】

諮問の失念がないよう再度庁内への周知徹底をお願いしたい。

事務局から連絡事項等はあるか。

【石黒副課長】

平成28年10月1日から2年間、上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会委員として御尽力いただいたことに感謝を申し上げますとともに、各委員から一言頂戴できれば幸いである。

【早川委員】

個人情報保護の大切さを痛感している。今後とも、引き続き、よろしくをお願いしたい。

【横山委員】

審議会でも取り扱う案件の多さと行政の業務量の多さを実感した。引き続き、よろしくをお願いしたい。

【原野委員】

審議会での議論が活発で、非常に有意義であった。諮問案件の個人情報を取り扱う担当課は、高い危機意識を持って業務に取り組んでいただきたい。

【高柳委員】

諮問の失念が多かった印象があるので、関係課への注意喚起をお願いしたい。個人情報の収集の範囲について、引き続き適正な範囲での収集となるよう配慮願いたい。

【浦壁委員】

審議会では、消費者の目線で審議してきた。今後とも、引き続き、よろしくをお願いしたい。

【梅澤委員】

個人情報についてより一層配慮するようになった。これからも個人情報について勉強していかなければならないと感じている。

【岩井委員】

個人情報に犯罪に結びつきやすいと感じている。今後も引き続き適切な個人情報の保護に取り組んでいただきたい。

【高橋副会長】

個人情報を収集するに当たり、常に収集の根拠を考えながら業務を行っていただきたい。

また、慣習で収集する情報が本当に必要な情報であるか点検をお願いしたい。

【大森会長】

審議の進め方でご迷惑をかけることが多かったが、皆さんの協力により議事を円滑に運営することができた。感謝申し上げたい。引き続き、よろしくをお願いしたい。

【石黒副課長】

次回の審議会については、10月16日を予定している。

【大森会長】

以上をもって、本日の審議会を閉会する。

9 問合せ先

総務管理部総務管理課文書法務係

TEL : 025-526-5111 (内線 1436、1437)

E-mail : soumukanri@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せて御覧ください。